

## 「広報たからづか」広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宝塚市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるものほか、宝塚市（以下「市」という。）が発行する「広報たからづか」（以下「広報誌」という。）の広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の基本原則)

第2条 広報誌に掲載する広告は、誌面との調和に配慮し、市の広報媒体の品位を損なわず、公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えないものとする。

### (要綱第3条各号に定める事項の具体的基準)

第3条 広報誌に掲載できない広告は、当該広告の内容が要綱第3条各号に定める事項に該当するものとし、その具体的基準は、次のとおりとする。

#### (1) 法令等に違反するおそれのあるもの

- ア 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触するおそれのある広告
- イ 医療法、薬事法、医薬品医療機器等法等の広告制限に抵触するおそれのある広告
- ウ 健康増進法の誇大表示に抵触するおそれのある広告
- エ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのある広告
- オ 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
- カ 著作権法に違反する広告
- キ その他法令等に抵触する恐れのある広告

#### (2) 社会的、市民生活的観点から適切でないもの

- ア 宝塚市入札等参加指名停止基準に基づく指名停止を受けている事業者の広告
- イ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用する広告
- ウ 暴力的行為を助長する表現又は著しく性的感情を刺激する表現である広告
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業及び兵庫県青少年愛護条例で規制される営業行為等の広告

- オ 市外への転出を促すおそれのある分譲住宅等の物件の広告
- カ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関する広告
- キ 貸金業法第2条に規定する貸金業の広告
- ク 債権取立て、回収等の広告
- ケ 文部科学省又は都道府県の認可を受けていない学校（国などの公的機関の助成制度などの適用を受けている団体を除く。）の広告
- コ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
- サ 人権侵害、差別等を助長する広告
- シ プライバシーを侵害するおそれのある広告
- ス 名誉毀損又は信用毀損をするおそれのある広告
- セ 政治性のある広告又は選挙に関係する広告
- ソ 宗教性のある広告又は迷信、非科学的なものに関する広告

#### （3）消費者保護の観点から適切でないもの

- ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関する広告
- イ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度な宣伝により市民の的確な判断を誤らせる広告
- ウ 靈感商法など不良商法と認めるものの広告

#### （4）その他に適当でないもの

- ア 皇室関係の写真、紋章を使用した広告
- イ アマチュアスポーツの選手又は団体の役員の氏名、写真又は推薦文等を使用した広告
- ウ 氏名、肖像など本人に無断で使用した広告又は明らかに模倣若しくは盗作などとみなされる表現の広告
- エ 個人・団体の意見広告と名刺広告
- オ 国土地理院の地図を無断で使用した広告
- カ 業務妨害のおそれのある広告
- キ 本市が推奨、保証、指定等をしているような誤解を招く表現の広告
- ク 営業開始から1年以内の企業（宝塚市関連施設、公共団体の産業用地等への進出企業、申込み時に東京証券取引所の一部又は二部上場で、市が求める

審査書類を提出でき、特に問題がないと認める企業は除く。) の広告

2 前項各号に定めのない広告は、要綱第7条に定める宝塚市広告審査会が広告掲載の可否について審査する。

(広告の優先順位)

第4条 広告主並びに広告内容の優先順位は、次の順位によるものとする。

(1) 第1順位 国、政府関係機関、地方公共団体、公社、公団、公益法人その他これらに類するものが行う公共性の高い広告

(2) 第2順位 市民の日常生活に関連する公共的性格のある私企業等で、市内に事業所等を有するものが行う公共性の高い広告

(3) 第3順位 市内において産業並びに観光文化の振興、地域振興及び人材の育成に貢献するもの

(4) 第4順位 前3号に掲げる以外のもの

(広告の枠数、位置等)

第5条 広告の枠数、位置等は、原則として次のとおりとする。

(1) 規格 刷色はCMYK4色とし、サイズはヨコ175mm、タテ47mmとする。

(2) 位置 各ページの最下段に掲載する。掲載ページの指定及び他の広告との並び順等の割り付けについては、広報課が決定する。

(3) 枠数 各号最大4枠とする。

(4) 広告欄の近くに「広告内容に関する一切の責任は広告主に帰属する」の文言、広告取扱業者名及びその問い合わせ先について記載する。

(5) 広告枠の中に囲み文字で「広告」という文言を14ptで表記すること。

(広告取扱業者の選定)

第6条 市と広告掲載に関する契約を締結する者(以下「広告取扱業者」という。)は、宝塚市契約規則に基づき選定する。

(広告掲載枠の提供価格)

第7条 広告掲載枠の提供価格は、広告取扱業者に適正な価格で提供するものとする。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集は、広告取扱業者が行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 広告主は、広告取扱業者に広告の掲載を申し込むものとする。

(掲載決定等)

第10条 広告取扱業者は、第9条の規定により申込みがあった場合は、第3条に規定する基準に基づいて、速やかに審査し、掲載できると認めるときは、広報誌発行日から起算して概ね30日前までに、広告原稿を示して、市に承諾を求めなければならぬ。

2 広告取扱業者は、前項の承諾を求める際、次に掲げる事項を廣告主ごとに記載した一覧表を市に提出しなければならない。

(1) 广告主の名称、住所、電話番号、代表者氏名

(2) 广告の内容

3 医療廣告や新規の廣告主など、審査に時間要するものは、概ね広報誌発行日から起算して45日前までに、広告原稿を提出し、審査を受けなければならない。

4 市は、廣告取扱業者から前項の規定により承諾を求められた場合は、速やかに審査し、掲載の可否を決定する。

(広告掲載料)

第11条 広告取扱業者は、第10条第4項の規定により廣告掲載の決定を受けたときは、市に廣告掲載料を支払わなければならない。

(廣告原稿の入稿期限)

第12条 広告取扱業者は、市が指定した形式の完全原稿を広報誌発行日から起算して15日前までに、CD-R等の記録媒体により、市へ提出するものとする。なお、入稿期限後の廣告原稿の変更、電子メールによるデータ入稿は認めない。

2 審査用原稿の提出の遅滞等により入稿期限までに市の審査が終了しない場合、あるいは、審査による市の指示を反映した修正原稿の提出が入稿期限に間に合わない場合、当該原稿の入稿は認めない。

(廣告主の責務等)

第13条 广告主は、掲載した廣告に一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 第三者から、廣告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、廣告取扱業者は、廣告主の責任及び負担において解決させることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の「広報たからづか」広告掲載取扱要領の規定は、平成30年度分の広告について適用し、平成29年度分までの広告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の「広報たからづか」広告掲載取扱要領の規定は、令和5年度分の広告について適用し、令和4年度分までの広告については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の「広報たからづか」広告掲載取扱要領の規定は、令和6年度分の広告について適用し、令和5年度分までの広告については、なお従前の例による。